

宮崎地方最低賃金審議会の宮崎県最低賃金  
専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

宮崎労働局一般公示第5号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項の規定に基づき、宮崎県最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、関係者（関係者の団体を含む。）は、別添「宮崎地方最低賃金審議会宮崎県最低賃金専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和7年7月4日

宮崎労働局長 吉越 正幸